

2021年2月5日、新大阪日之出会議室において「申」第21号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に関する緊急申し入れ

12月18日、大阪第二運輸所の総務科掲示にて「大阪第二運輸所に勤務する社員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した。」と掲出された。

今回の会社掲示は、自所の社員が感染したにもかかわらず、当該社員の勤務形態等の情報開示すらなく従来通りの社員への感染防止対策を求めているだけであり、職場で働く多くの社員には不安が広がっているのが現状である。

国立感染症研究所による「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」濃厚接触者の定義は、感染可能期間に接触した者のうち、長時間の接触者や手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）と謳われている。

会社は「マスク着用や消毒による対策を施しているから、過度に心配するな」との主張であるが、対策に万全を期して従事している医療現場でも感染が拡大する中、会社として社員への適切な情報開示と職場での対応に対する問題意識が希薄であり、労働組合として到底看過できない。

1. 今回の「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」による保健所の指示を明らかにすること。

【会社回答】保健所との具体的なやりとりについて明らかにする考えはない。

2. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明するまでに従事した勤務形態等を時系列等で明らかにすること。

【会社回答】大阪第二運輸所に所属する内勤担当の社員であると聞いている。個々の社員の勤務指定・勤務認証については回答しない。

3. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明した以降、感染防止対策を詳細に明らかにすること。

【会社回答】今後も保健所の指導を受け適切に対応する。

4. 会社のホームページで、新型コロナウイルス感染者の「業務に関する概況」が詳細に明らかにされている。今回の運輸所社員の新型コロナウイルス感染についても、今までのプレス発表と同様、現場社員に対し全てを明らかにすること。

【会社回答】駅係員や乗務員など接客業務に従事する社員の感染についてはプレスの通りである。ほかの社員に関してはプライバシー等に関わるため詳細は差し控えるが、感

染した社員と一定の接触があったと思われる社員に対しては個別に通知して体調の確認等を行っている。引き続き感染予防・拡大防止対策に努めて行く。

5. 当該社員の勤務形態で濃厚接触者の定義に関わる社員は、存在するのか明らかにすること。

【会社回答】濃厚接触者はいなかった。

6. 大阪第二運輸所に従事する全ての管理者及び運転科に従事する社員、その他希望する社員については、PCR検査を会社の責任において実施すること。また、PCR検査に関わる全ての費用は会社が負担すること。

【会社回答】こまめな手洗いや手指の消毒等による感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。なお、個別の事象に対するPCR検査の受検要否については、保健所の指示があればそれに従う。

7. 乗務員に対する、定例訓練やスキルアップ等各種委員会を即刻、中止すること。

【会社回答】必要な業務については、感染防止対策を実施したうえで引き続き実施していく。

8. 乗務員に対する日勤勤務を指定する場合は、在宅日勤で指定すること。

【会社回答】当社は、一時的な業務量の減少等に踏まえ、1月25日から一部の箇所において一時帰休の指定を行っている。また、在宅勤務が可能な業務については、必要に応じて在宅勤務を指定している。一時帰休や在宅勤務の指定により、社員の出勤を抑制することになり、結果として感染拡大防止にも繋がる。これらについては、会社が状況に応じて適切に行っているところである。

9. 妊産婦社員で在宅日勤を希望する場合は、これを認めること。

【会社回答】在宅勤務は感染症の蔓延時等に鉄道運行を確保できる範囲において会社が指示するものであり、本人の希望により認めるものではない。

10. 「新型コロナウイルス感染」に対する隔離期間は、勤務扱いとし「自宅待機」とすること。また、「新型コロナウイルス」に感染した社員が労災を申請する場合、会社は協力すること。

【会社回答】要請であるかいなかに関わらず、一般的に熱などの症状があれば私傷病休暇となる。但し、本人の希望により年休とすることは妨げない。また、労災の認定可否は労基署の判断となる。労災申請の意思があるのであれば、管理者に相談すること。

11. 「新型コロナウイルス」に感染した社員に対する、心のケアは会社の責任において万全を期すこと。

【会社回答】会社として適切に対応していく。

以上